

ID: 69

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	高根沢町学校施設の開放に関する規則 第6条第3項		
例規番号	昭和51年教育委員会規則第4号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (利用許可)</p> <p>第6条 スポーツ開放は、高根沢町内に在住、在勤又は在学する者が代表者として成人を含む10人以上の団体を構成した場合に限り許可する。</p> <p>2 前項の規定による利用許可を受けた団体の代表者は、常に利用施設の善良な管理者としての責任と注意をもってことに当たるものとする。</p> <p>3 前項の義務を怠った場合においては、第1項の許可を取り消すことがある。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日